



宮 崎 県 公 報

令和6年3月30日(土曜日)号外 第15号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

頁

条 例

○宮崎県税条例の一部を改正する条例…………… (税務課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例 (条例第32号)

- 1 改正の理由及び主な内容
地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第32号

宮崎県税条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第8条 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)</p> <p>第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の18第2項で定める場合においては、4年)」とする。</p>	<p>附 則 (不動産取得税の税率の特例)</p> <p>第8条 平成18年4月1日から令和9年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第36条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日に係る特例)</p> <p>第10条 第41条の規定の適用については、法第73条の24第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得が平成16年4月1日から令和8年3月31日までの間に行われたときに限り、第41条第2項の表中「2年」とあるのは、「3年(同日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令附則第6条の18第2項で定める場合においては、4年)」とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。